

議案第四六号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年四月二十六日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年四月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和三十九年三朝町条例第一六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の三三二」を「百分の二八」に「九百円」を「千五百円」に、「千五百円」を「千六百五十円」に改める。

第十一条第二項第一号中一人について「四百八十円」を「五百四十円」に改め、同条同項第二号中一人について「三百二十円」を「三百六十円」に改める。

附 則

1. この条例は公布の日から施行し、昭和四十二年度分の国民健康保険税から適用する。